

# 知って得する賃貸住宅経営

2007.4.1号

## 養子縁組と相続税

通常、親子といえば血縁関係があるのですが、血縁関係とは関係なく、法律上の親子関係を生じさせることを養子縁組といいます。

### ★「普通養子縁組」と「特別養子縁組」

●普通養子縁組●養子の戸籍上、実の親との関係を残したまま、養親との親子関係を持つものであり、いわば二重の親子関係となる縁組をいいます。一般に養子といえばこの普通養子のことであり、戸籍上、養親との関係は「養子」と記載されます。手続きは、区役所などに「養子縁組届」を届け出て行きます。

●特別養子縁組●家庭裁判所の審判に基づき、実親との戸籍関係を断切り、養親の実子と同じ扱いにする縁組を特別養子縁組いいます。もともと実親による養育が期待できない場合など子の利益とならない場合に、養親が実の親として養子を養育するために定められたものです。戸籍上、養親との関係は「長男」「長女」など、実子と同じ記載がされます。

なお、いずれの養子縁組も養子は養親の氏を称することとなります。

### ★養子縁組と相続税

養子になった者は、養子縁組の日から養親の嫡出子としての身分を取得します。当然実子と同様、養親の相続権をもつこととなります。法定相続人となるわけです。この『法定相続人となる』ということが相続税の計算上、重要な意味を持ちます。

相続税は基礎控除額を超えた財産に対して課税されます。基礎控除額は「5000万円+1000万円×法定相続人の数」で計算されるため、法定相続人が一人増えれば基礎控除額は1,000万円増額し、その分、相続税額は低く抑えることができます。また生命保険金や退職手当金の非課税枠についても「500万円×法定相続人の数」で計算されますので、法定相続人の数が大きいほど、非課税枠も大きくなるという関係にあります。

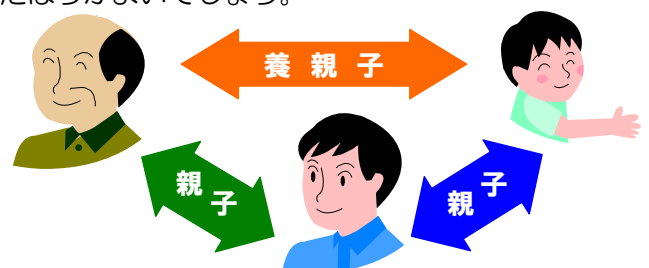
民法上、養子縁組は何人でも可能です。このため過

去には相続税の節税を図るため、基礎控除額などを増加させようと、たくさんの養子縁組をするケースがありました。このため現在の税法では、法定相続人の数に含められる養子の数は、実子がある場合には1人、実子のない場合には2人までと制限されています。

それでも養子縁組による相続税の軽減効果があることに、変わりはありません。相続税対策としてはなお有効です。ただし、相続税対策のためなら誰でも養子にするというわけにはいかないでしょう。よく行なわれるのが、孫との養子縁組です。平成15年の税制改正で、孫を養子とした場合は、その孫の相続税については2割加算されることになりましたが、一代飛ばして孫に相続させることができ、本来、相続税が2回かかるところを、1回で済ませることができるというメリットがあります。

但し、養子を法定相続人に含めることが、「相続税の負担を不当に減少させる」と認められる場合には、養子を基礎控除額などの計算上の法定相続人に含めることはできません。養子縁組の理由はしっかりと明確にしておく必要があります。

また養子縁組は当事者ばかりではなく、ほかの親族にとっても重要なことです。またどのような場合でも養子縁組できるといったものではありません。できない場合もあります。相続税の軽減効果についても十分に試算の上、よく専門家と相談の上決定されたほうがよいでしょう。



松下電工株式会社 住建事業本部 住宅システム事業推進部

協力：監修 公認会計士・税理士 金田一広幸 CFP 高坂繁樹

編集 株式会社E.L.ハウジングカンパニー

記載内容は平成19年2月現在のものです。

※無断転載を禁止します